

○東総地区広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与 及び費用弁償に関する条例

〔 令和 2 年 2 月 26 日 〕
条 例 第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 203 条の 2 第 5 項及び第 204 条第 3 項並びに地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 24 条第 5 項の規定により、法第 22 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(規定の準用)

第 2 条 東総地区広域市町村圏事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規定は、条例等により特別に定めがあるものを除くほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条の規定に基づき、匝瑳市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年匝瑳市条例第 12 号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。